

令和7年度

川西まちづくり委員会

定期総会

日 時 令和7年4月24日（木）午後7時
場 所 川西公民館 大ホール

令和 7 年度 川西まちづくり委員会 定期総会 次第

日時：令和 7 年 4 月 2 4 日（木）午後 7 時

場所：川西公民館 大ホール

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 来賓祝辞
- 4 総会成立の確認
- 5 議長選出
- 6 議事
 - (1) 議案第 1 号 役員の改選について
 - (2) 議案第 2 号 令和 6 年度事業報告
 - (3) 議案第 3 号 令和 6 年度決算報告
監査報告
 - (4) 議案第 4 号 令和 7 年度事業計画
 - (5) 議案第 5 号 令和 7 年度予算
- 7 議長退任
- 8 閉会

※ 閉会后、各部会に分かれて次回部会会議の日程調整を行います。

議案 第 1 号

役員の改選について

川西まちづくり委員会規約施行規程第 3 条の規定により、下記のとおり役員の交代を報告し総会の議決を求める。

令和 7 年 4 月 2 4 日

役員選考委員会

委員長 清水 俊介

(敬称略)

会 計	堀内 善信
監 事	滝澤 修一

議案 第2号

令和6年度 川西まちづくり委員会 事業報告

1 運営委員会・総会

<会議等活動経過>

期日	事項	主な内容
4/7	会計監査	令和5年度会計の監査
4/24	定期総会	役員の改選 令和5年度事業報告及び決算報告・監査報告 令和6年度事業計画及び予算審議 規約の一部改正ほか
6/26	運営委員会会議	各部会の今年度の事業計画の確認 活動費支給事業の採択継続期間の取り扱い等の協議 川西まちづくり委員会だよりの編集等
11/20	運営委員会会議	各部会の事業の進捗状況等の報告 左岸地域協議会での協議状況及び懇談等の見通しについて
3/18	運営委員会会議	活動費支給事業の事業報告及び新規継続事業の審査 令和6年度の事業実績及び決算見込について 令和7年度の活動計画及び予算編成について

<情報発信事業>

川西まちづくり委員会という住民自治組織の存在意義と取り組みについて、まずは地域の方々の認知度を高めてもらうことが大切だと考え、情報発信に努めている。

- ① 川西まちづくり委員会だよりの発行（7／16全戸配布）
- ② 川西まちづくり委員会のホームページによる情報発信

<活動費支給事業>

- ① 川西里山・水辺をつなぐ会「川西里山・水辺をつなぐ事業」
- ② 仁古田自治会「仁古田愛宕山ふれあい遊歩道整備事業」
- ③ 岡自治会「<岡のあゆみ>の編集による活気ある地域づくり事業」
- ④ 小泉自治会「小泉地域文化推進事業」

<その他>

- ① イベント用テントの貸出実績：のべ5団体が利用

<主な事業費>

・川西まちづくり委員会だよりの発行	87,780 円
・ホームページ運営管理費	88,000 円
・活動費支給事業（4団体）	800,000 円

2 健康福祉部会

<会議等活動経過>

期日	事項	主な内容
5/15	部会会議	今年度の活動内容についての意見交換と協議
6/27	講演会	最近の特殊詐欺の状況と対策等について、上田警察署生活安全課による講演と質疑等による調査研究
8/7	部会会議	特殊詐欺対策に絞った取り組み内容の検討
9/11	部会会議	詐欺対策啓発文言の入ったメモ帳の高齢者への配布を決定
10/16	部会会議	啓発物の発注品の確定 啓発文言の協議と決定
12/4	部会会議	配布方法等の検討
1/22	梱包作業・会議	啓発メモ帳の梱包作業と今年度の反省等
1/23~	配布作業	自治会への配布作業

<特殊詐欺対策のための啓発メモ帳配布事業>

お年寄りを狙った巧妙な「電話でお金詐欺」に騙される例が相次ぎ、川西地域でも特殊詐欺事件が起きている。詐欺被害を防ぐために、電話を受けた際に危険が察知できるよう「啓発文字入りのメモ帳」を製作し、地域に住むお年寄りに配布する事業を実施した。

危険意識は、知人など人から人に直接伝えられることでより効果が高まることから、敬老会、民生委員による訪問、社協や分館の行事等の機会をとらえて、ポスティングによる無言での配布とせず、メモ帳の文言を見せながら一言添えて手渡すよう自治会にお願いした。

<主な事業費>

- ・特殊詐欺対策の啓発メモ帳の製作 285,000 円
製作数：2,000部
配布先：75歳以上の高齢者（約1,400部）、社会福祉団体等（500部）

3 子育て教育文化部会

<会議等活動経過>

期日	事項	主な内容
5/23	部会会議	今年度の活動内容についての意見交換と協議
7/2	部会会議	仁古田地下飛行機工場跡の学習会・環境整備の案内（第3号） 川西紀行第4号のテーマの模索と検討
8/6	講演会・会議	浦里地区（主に浦野宿と東昌寺）の歴史と文化財について、倉澤元上田博物館長の解説と質疑による学習
9/18	部会打合せ	フィールドワークの事前準備

10/12	フィールドワーク	浦野宿と東昌寺の現地見学等 浦野宿は清水武徳氏・倉坂勝氏の案内、東昌寺は横沢敬雄住職による説明を受ける。 フィールドワーク後の感想等の執筆
11/13	編集会議	正副部会長と講師を交えて紙面内容の確認
11/22	部会会議	川西紀行第4号の編集内容に関する協議 郵送による校正の計画と依頼
2/4	部会会議	川西紀行第4号の最終校正と今年度のまとめ 次年度以降の川西紀行の継続と他事業に関する意見交換

<川西紀行の発行事業>

川西地域の貴重な歴史的文化財や自然・景観等について取材し、広報紙「川西紀行」を発行することで、多くの住民の地域に対する知識や愛着心を育み、地域文化の振興と継承の学習資料として役立てていくことを目指している。

川西紀行第4号では、浦里地区にある「浦野宿」「東昌寺」をテーマとして取り上げ、地域の歴史に詳しい方を講師にお願いして知見を深めつつ紙面構成を考えた。今後も、川西地域にある興味深いテーマを模索し、川西紀行の発行を継続する予定である。

川西紀行は全戸配布しているが、バックナンバーについても入手希望が多いため増刷した。

<主な事業費>

・川西紀行第4号編集及び印刷経費	301,880 円	3,500部
・川西紀行増刷費（第1号～3号）	163,920 円	各1,000部

4 安全防災部会

<会議等活動経過>

期日	事項	主な内容
5/15	部会会議	今年度の活動内容についての意見交換と協議
6/18	部会会議	防災・減災・避難について、災害時要援護者登録制度（住民支え合いマップ）の状況を含めて学習 地震体験車の活用に関する協議 災害後の防災対応に関する視察の研究
7/30	部会会議	災害対応研修の視察先を佐久市に決定 地震体験車を呼んでの防災イベントを1/25に決定 夏の川西こども広場チャレンジプラスへの協力
9/10	部会会議	視察及び防災イベントについての内容協議 南海トラフ臨時情報への地域の対応について
10/17	部会会議	研修視察の詳細について確認・自治会長への案内 防災イベントに関して引き続き内容検討

11/11	視察研修	佐久市へ視察研修
12/5	部会会議	防災イベントの詳細決定と参加者多数とするための検討
1/24	リハーサル	防災イベントの物品搬入とリハによる運営確認
1/25	防災イベント	地震を体験して防災を学ぼうのイベント開催

<佐久市への災害対応視察研修>

佐久市にも大きな被害をもたらした令和元年東日本台風（台風19号）による災害の状況とその対応について、視察研修を実施した。大きく被災した入沢地区については、現場において当時の災害の様子から復興状況までを佐久市及び県の建設事務所の説明を受けた。特に災害ハザードマップにかかる地籍では、各家庭はもちろん自治会や消防団による日ごろの訓練や心構えといった備えの大切を学習した。（研修参加者15人）

今回の研修では、自治会長の皆様にも案内を出して多くの方にご参加いただいたが、災害発生時に大きな役割を果たす自治会にとっては、今後も視察等の繰り返しの啓発が必要である。

<防災学習イベント事業>

地域防災啓発活動の一環として、災害発生時の避難行動や様々な対応を知る防災学習イベント「地震を体験して防災を学ぼう」を実施した。地震体験車の故障により煙体験に変更になったが、防寒具のつくり方、段ボールベッド、簡易トイレ、避難所テントなどの展示等に100人近い住民が参加した。スタンプラリー形式による防災グッズのプレゼント配布も好評であり、防災対応に対する啓発に努めた。

<災害時要援護者登録制度（住民支え合いマップ）の活用について>

自治会・行政・社会福祉協議会の三者協定によりつくられる支え合いマップは信頼度が高く災害時に大変役立つことを確認した。川西地域の自治会の多くでも活用されているが、世帯の確認方法等が自治会ごとに事情が異なり対応もそれぞれであることから、研究に留めた。

<主な事業費>

- ・佐久市視察研修費（バス賃借料、土産代ほか） 54,435 円
- ・防災学習イベント開催費用（防災グッズほか） 45,045 円
- ・こども広場チャレンジプラスへの非常食提供 31,078 円

5 地域振興部会

<会議等活動経過>

期日	事項	主な内容
5/27	部会会議	今年度の活動内容についての意見交換と協議
6/18	部会会議	蝶の舞う里かわにし事業の年間スケジュールの検討 退色してしまった地域マップ看板の更新について検討
7/6	現地調査・草刈り	フジバカマ植栽地の現況調査と草刈り作業

7/24	部会会議	蝶の舞う里かわにしウオーキングイベントの内容検討 川西地域マップの更新について意見交換
9/7	看板等の設置作業	フジバカマ植栽地に看板・のぼり旗の設置作業 地域内の商店等に蝶マップの設置依頼
9/19	部会会議	蝶の舞う里かわにしマップの配布確認（回覧板、小学校） ウオーキングイベントの詳細確認と雨天対応の協議
9/22	ウオーキング イベント	ウオーキングは雨天のため中止 代替に屋内イベントとして、地域に舞うアサギマダラとジャ コウアゲハの学習会の開催
10/19	撤去作業	フジバカマ植栽地の看板・のぼり旗撤去作業
10/30	部会会議	フジバカマ植栽地の拡大の検討、来年度イベントの検討 川西地域マップの編集と校正
12/12	部会会議	フジバカマ植栽地拡大のための種の配布及び株分けの検討 川西地域マップの最終校正
2/13	部会会議	フジバカマの株分けの募集と配布について協議 来年度イベント構想の意見交換

<蝶の舞う里かわにし事業>

アサギマダラ・ジャコウアゲハなど、この地域に飛来または自生する蝶の数を増やし、川西地域が豊かな自然とともに「蝶の舞う里」であるという認識を高めることにより、地域振興の一環としたいと考えている。そのためのフジバカマやウマノスズクサの植栽地の拡大、蝶の舞う里のPR、イベントの実施等に取り組んでいる。

ウオーキングイベントは雨天中止となったが、代替イベントも少人数ながら好評を博した。来年度以降もフジバカマ植栽地の拡大を目指し、自治会等に協力を呼び掛けている。

<地域マップの作成と公民館案内看板の更新>

平成25年に川西里山・水辺をつなぐ会がわがまち魅力アップ応援事業として川西公民館駐車場に設置した「川西里山水辺マップ」の看板が経年劣化により色褪せてしまったため、このマップの更新に取り組んだ。

地域の名所旧跡のほか地域の方々にとって身近な自然や施設を盛り込んだ新しい地図を「ふるさとかわにし里山マップ」としてデザインし、まずは看板を更新した。今後は、新しいマップデザインの活用も考えたい。

<主な事業費>

- ・蝶の舞う里かわにし事業（マップ印刷ほか） 53,127 円
- ・ふるさとかわにし里山マップの看板製作 236,400 円（デザイン費含む）

議案 第3号

川西まちづくり委員会 令和6年度収支決算書

収入総額	4,016,780 円
支出総額	3,861,489 円
差引金額	155,291 円

(収入の部)

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差引額	摘 要
1 交付金	3,851,000	3,851,000	0	上田市交付金
2 事業収入	0	0	0	
3 諸収入	10	1,000	990	貯金利息
4 繰越金	164,780	164,780	0	前年度繰越金
合 計	4,015,790	4,016,780	990	

(支出の部)

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差引額	摘 要
① 運営費(事務費)	1,689,000	1,714,824	25,824	
1 職員報酬等	800,000	502,523	▲ 297,477	事務局職員
2 委員手当	479,000	535,000	56,000	役員、部会員ほか
3 通信運搬費	80,000	126,542	46,542	インターネット利用料 携帯電話利用料
4 消耗品	130,000	185,354	55,354	事務用品、用紙、トナーほか
5 手数料	10,000	6,820	▲ 3,180	振込手数料
6 保険料	40,000	35,480	▲ 4,520	代議員加入スポーツ安全保険
7 備品購入費	80,000	219,725	139,725	プリンター、パンフレットスタンド
8 会議費	20,000	44,816	24,816	会議用お茶代ほか
9 事務所費	50,000	58,564	8,564	事務所光熱水費ほか
② 活動費(事業費)	2,250,000	2,146,665	▲ 103,335	
1 健康福祉部会費	300,000	285,000	▲ 15,000	
2 子育て教育文化部会費	300,000	465,800	165,800	
3 安全防災部会費	300,000	130,558	▲ 169,442	
4 地域振興部会費	300,000	289,527	▲ 10,473	
5 広報関係費	150,000	175,780	25,780	広報紙発行、ホームページ運営
6 活動支援費	800,000	800,000	0	4団体
7 研修費	100,000	0	▲ 100,000	
③ 予備費	85,771	0	▲ 85,771	
④ 返還金	10	0	▲ 10	交付金の残額を返還
合 計	4,024,781	3,861,489	▲ 163,292	

監 査 報 告 書

川西まちづくり委員会の令和6年度会計について監査したところ、
証拠書類等すべて適正に処理されており、正確であることを認めま
した。

令和7年4月17日

川西まちづくり委員会

監事 山崎正典



監事 滝澤修一



議案 第4号

令和7年度事業計画書

(組織名：川西まちづくり委員会)

単位：円

事業 番号	実施日	事業名	事業内容	事業費
1	通年	組織運営事業	委員手当、事務局職員報酬、事務所維持管理経費、郵送料、電話等通信料、消耗品、備品購入費、会議費、研修費ほか	1,993,301
2	通年	情報発信事業	まちづくり委員会だより広報紙の発行、ホームページの運営管理ほか、取組に関する情報発信と普及啓発	200,000
3	通年	まちづくり活動費支援事業	構成団体への活動費支援 ・岡自治会（「岡のあゆみ」編集発行事業） ・小泉自治会（地域文化推進事業）	400,000
4	通年	健康福祉部会事業	地域住民、特に高齢者向けの生活利便性及び生活安全性の向上並びに健康増進のため取り組み	350,000
5	通年	子育て教育文化部会事業	地域の歴史と文化財の再発見と啓発のための研修及び情報発信等の取り組み	350,000
6	通年	安全防災部会事業	安全防災に関する住民意識の向上のための取り組みと災害対応に関する関係者の研修など	350,000
7	通年	地域振興部会事業	蝶の舞う里かわにし事業（アサギマダラ・ジャコウアゲハ等の飛翔を増やし川西をブランド化する）のほか、地域内外に川西の魅力を発信する取り組み	350,000
合 計				3,993,301

川西まちづくり委員会 令和7年度予算書（案）

収入総額	3,993,301 円
支出総額	3,993,301 円
差引金額	0 円

(収入の部)

(単位:円)

科 目	本年度	前年度	比較増減	摘 要
1 交付金	3,838,000	3,851,000	▲ 13,000	上田市交付金
2 事業収入	0	0	0	
3 諸収入	10	10	0	貯金利息
4 繰越金	155,291	164,780	▲ 9,489	前年度繰越金
合 計	3,993,301	4,015,790	▲ 22,489	

(支出の部)

(単位:円)

科 目	本年度	前年度	比較増減	摘 要
1 運営費(事務費)	1,849,000	1,689,000	160,000	
(1) 職員報酬	700,000	800,000	▲ 100,000	事務局員報酬
(2) 委員報酬	539,000	479,000	60,000	役員、部会員ほか
(3) 通信運搬費	120,000	80,000	40,000	インターネット利用料 携帯電話利用料
(4) 消耗品費	200,000	130,000	70,000	事務用品(用紙、トナーなど)
(5) 手数料	10,000	10,000	0	振込手数料
(6) 保険料	40,000	40,000	0	代議員加入スポーツ安全保険
(7) 備品購入費	80,000	80,000	0	事務用備品ほか
(8) 会議費	80,000	20,000	60,000	
(9) 事務所費	80,000	50,000	30,000	事務所光熱水費ほか
2 活動費(事業費)	2,100,000	2,250,000	▲ 150,000	
(1) 健康福祉部会費	350,000	300,000	50,000	
(2) 子育て教育文化部会費	350,000	300,000	50,000	
(3) 安全防災部会費	350,000	300,000	50,000	
(4) 地域振興部会費	350,000	300,000	50,000	
(5) 情報発信事業費	200,000	150,000	50,000	広報紙、ホームページ運営
(6) 活動費支給事業費	400,000	800,000	▲ 400,000	2団体
(7) 研修費	100,000	100,000	0	
3 予備費	44,291	85,771	▲ 41,480	予備費
4 返還金	10	10	0	交付金返還
合 計	3,993,301	4,024,781	▲ 31,480	

川西まちづくり委員会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この委員会の名称は、川西まちづくり委員会（以下「委員会」という）という。

(目的)

第2条 委員会は、「人と自然豊かな、ふるさと川西を誇りに思える地域づくりをめざして」をスローガンに、地域住民が自ら地域の将来像を考え、その実現に向けて行動するとともに、地域が抱える課題を克服し、地域の特性を活かした活性化を図り、誰もが地域への愛着をもち、生き生きと安心して暮らせる魅力あるまちづくりを推進することを目的とする。

(区域)

第3条 委員会の区域は、上田市川西地区の範囲（以下「川西地区」という）とする。

(事業)

第4条 委員会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域まちづくり計画の策定・見直しに関する事業
- (2) 地域課題の解決に関する事業
- (3) その他目的達成のために必要な事業

(会員)

第5条 委員会は、川西地区に居住する住民及び地区内を活動範囲とする各種団体等をもって会員とする。また、地域内の企業等で、この委員会の目的に賛同するものも会員となることができる。

(事務所)

第6条 委員会の事務所は、上田市川西地域自治センター内に置く。

第2章 組織

(組織)

第7条 委員会は、総会、運営委員会で構成する。

- 2 委員会に、監事を置く。
- 3 委員会に、部会を置く。
- 4 委員会に、事務局を置く。

第3章 総会

(総会)

第8条 総会は、委員会の最高議決機関であって、代議員をもって構成し、毎年1回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合または代議員の3分の1以上の要請があった場合には、臨時総会を開催する。

(代議員)

第9条 代議員は、各自治会の代表者又は各自治会から推薦された会員1名と、別表に定める団体の代表者及び個人とする。

- 2 代議員の任期は、4月1日から2年とする。
- 3 構成団体の代表者の任期途中の交代及び補欠で選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 代議員は、再任されることができる。

(総会の権能)

第10条 総会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) まちづくり計画の策定及び見直し
- (4) 規約の制定及び改廃
- (5) 役員の選任及び解任
- (6) その他総会で決定することが必要と認められる事項

(総会の招集)

第11条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、第8条の規定による要請があった場合は、速やかに臨時総会を招集しなければならない。

(総会の定足数)

第12条 総会は、代議員の2分の1の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した代議員は出席者数とみなすものとする。

- 2 総会に出席できない代議員は、委任状を提出し、その権限の行使を議長に委任することができる。

(総会の議決)

第13条 総会の議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(総会の公開)

第14条 総会は、公開を原則とする。

- 2 会員は、総会を傍聴することができる。

第4章 役員等

(役員等)

第15条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
 - (2) 副会長若干名
 - (3) 会計1名
 - (4) 監事2名
- 2 運営委員会と部会に次の役職を置く。
 - (1) 運営委員長1名
 - (2) 副運営委員長1名
 - (3) 部会長各1名
 - (4) 副部会長各1名
- 3 会長、副会長、会計は、第2項の役職を兼務できる。

(役員等の任務)

第16条 役員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、委員会を代表し、会務を総括し、総会、運営委員会を招集して議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

- (3) 会計は、委員会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
- (4) 監事は、委員会の会計監査の事務を担当する。
- (5) 運営委員長は、運営委員会を代表し、会務を総括する。
- (6) 部会長は、担当部会の運営に当たる。

(役員の選出)

第17条 第15条第1項の役員の選出及び承認は、次のとおりとする。

- 2 候補者選出のため、役員選考委員会を設置する。
- 3 役員選考委員会の構成等は、別に定める。
- 4 役員選考委員会は、役員候補者を決定次第、運営委員会に報告し承認を得るものとする。
- 5 役員選考委員会は、第4項において承認を得た役員候補者を定期総会に報告し、議決を得るものとする。

(役員の任期)

第18条 役員の任期は、4月1日から2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 構成団体の代表者の任期途中の交代及び補欠で選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 運営委員会

(運営委員会)

第19条 運営委員会は、正副会長、上田左岸地域協議会川西地区部会長、川西地区自治会連合会三役、各部会長をもって構成する。

(運営委員会の正副委員長)

第20条 運営委員会の委員長、副委員長は会長と副会長が兼務する。

(運営委員会の審議事項)

第21条 運営委員会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 各部会と総合調整を図り、事業計画案及び予算案を策定するとともに、事業報告及び決算を行うこと。
- (2) まちづくり計画の進捗状況を把握し進行管理を図ること。
- (3) 地域内各種団体等との連携及び調整を行うとともに、まちづくり計画の実施部会を決定し、その部会と連携して事業を推進すること。
- (4) 評議決定した事項を構成員に周知すること。
- (5) 総会がやむを得ない事情で開催できない場合、総会機能を代行すること。
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決すること。

(運営委員会の議決)

第22条 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

(運営委員会への委員以外の会員等の出席)

第23条 必要に応じ、委員以外の会員及び有識者の出席を求め、意見を求めることができる。

第6章 部会

(部会)

第24条 部会は、第2条の目的を達成するため、必要な分野ごとに事業を実施する。

- 2 部会の組織は別に定める。

(部会の構成)

第25条 部会は代議員をもって構成する。

(部会の役員)

第26条 部会に部会長と副部会長を置き、部会員の互選により決定する。

2 部会の議長は、部会長がこれに当たる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第7章 会計及び監査

(会計)

第27条 委員会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第28条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第29条 委員会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 会員による帳簿の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査と報告)

第30条 監事は、監査を行い、その結果を総会に報告する。

(役員等報酬)

第31条 委員会の役員、役職員及び代議員報酬は、別に定める。

第8章 事務局

(事務局の位置)

第32条 事務局は、川西地域自治センター内に置く。

(事務局の所掌事務)

第33条 事務局は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 委員会の会議に関する事
- (2) 委員会の資料作成に関する事
- (3) 委員会の庶務に関する事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委員会の運営に関し必要な事務

(事務局職員)

第34条 事務局に事務局長及び事務職員を置くことができる。

2 事務局員の賃金等は別に定める。

第9章 その他

(雑則)

第35条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な規則等に関しては、別に定める。

附 則

この規約は、平成28年3月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年5月16日から施行する。

附 則

この規約は、令和２年度の総会から施行する。ただし、第１７条については、令和元年度の総会から施行する。

附 則

この規約は、令和２年５月１３日から施行する。

附 則

この規約は、令和５年４月２０日から施行する。

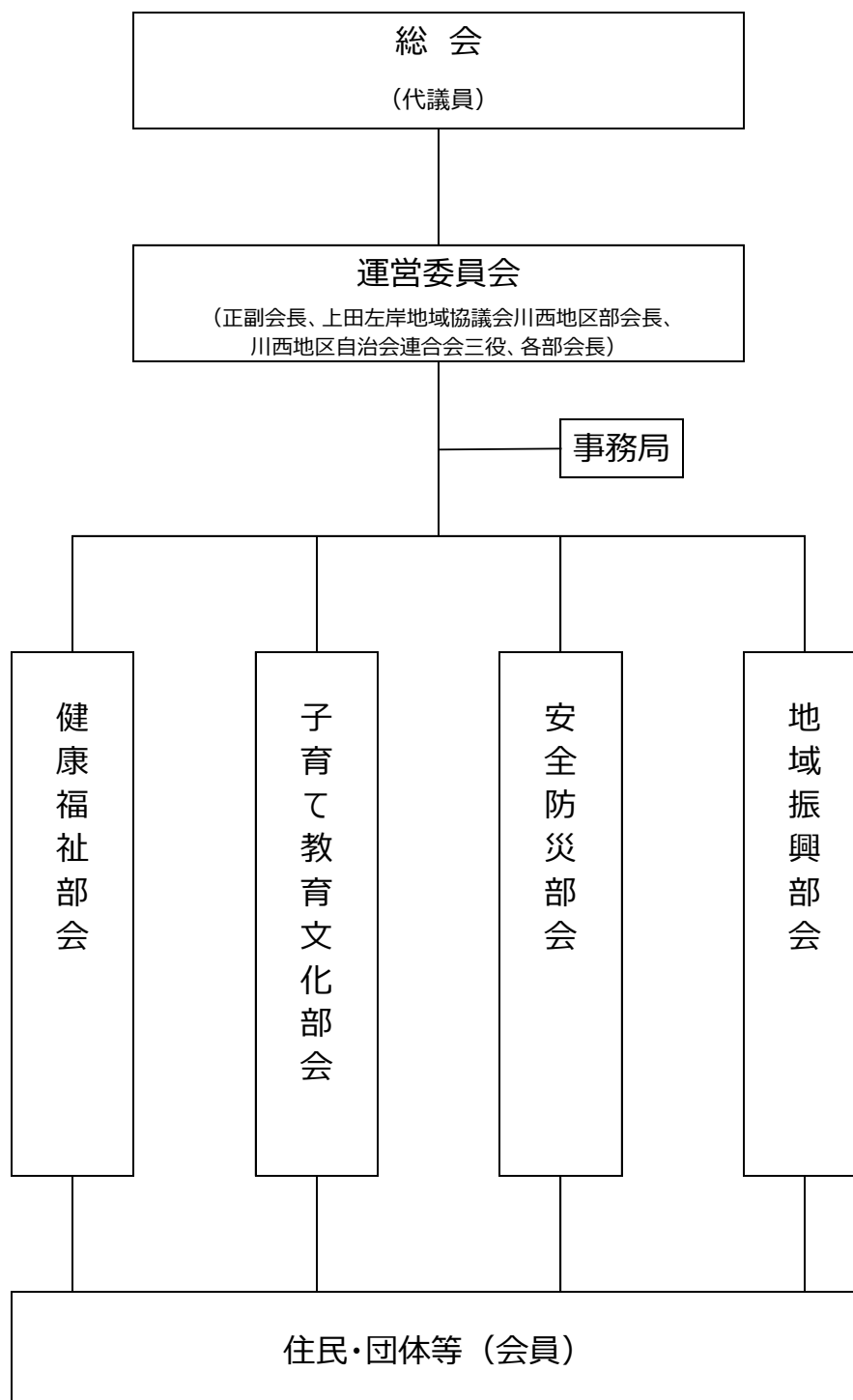
附 則

この規約は、令和６年４月２４日から施行する。

別表（第９条関係）

- (1) 川西地区民生児童委員協議会
- (2) 川西地域包括支援センター
- (3) 上田市少年補導委員会
- (4) 上田市消防団第１８分団
- (5) 上田市消防団第１９分団
- (6) 上田市消防団第２０分団
- (7) 上田市健康推進委員
- (8) 川西商工振興会
- (9) 浦里活性化組合
- (10) 室賀活性化組合
- (11) 泉田活性化組合
- (12) 川西里山・水辺をつなぐ会
- (13) 浦野川の岸辺を歩けるようにする会
- (14) 第六中学校ＰＴＡ
- (15) 浦里小学校ＰＴＡ
- (16) 川西小学校ＰＴＡ
- (17) 上田交通安全協会川西部会
- (18) ＪＡ信州うえだ西部営農センター
- (19) 川西地区社会福祉協議会
- (20) 小泉防災隊
- (21) 東信医療生活協同組合
- (22) 会長が認めた団体又は個人

川西まちづくり委員会 組織図



川西まちづくり計画

2020.5 改定

1 川西地域の概要と特性

川西地域は、昭和 32 年の合併により発足した旧川西村を母体とする地域で、川西村は昭和 48 年に旧上田市に合併し、旧上田市は平成 18 年に近隣の町村と合併し新上田市となりました。

川西地域は、上田市の西北部に位置し、面積 33.5 k m²、耕地や集落は標高 400m~700 mに位置し、人口は約 6,700 人（2,700 世帯）、平均高齢化率は 34.4%（最も高い自治会は 60.9%）となっています。自治会は、仁古田、岡、浦野、越戸、藤之木、小泉、下室賀、上室賀、ひばりヶ丘、浦野南団地の 10 自治会です。

<地域の特性>

- ①周囲を里山に囲まれた平地部には室賀川・浦野川が流れ、その周辺に田園が広がる自然豊かな地域
- ②東山道に由来する古刹や史跡など歴史的・文化的遺産と室賀温泉などの地域資源を持つ。
- ③幹線道路の国道 143 号線で青木村、県道真田・新田線で筑北村、県道上室賀・坂城停車場線で坂城町につながる。
- ④農業を基幹産業とし、商業・工業等の店舗・企業が点在。

2 川西地域の発展の方向性

川西地域の特性としての、豊かな自然、歴史的文化的遺産や温泉などの地域資源を活用するとともに、農業を基幹とした産業振興を行い、住民の力を結集してこの地域のまちづくりを行っていきます。

<まちづくりの基本的方向性>

- 1 地域住民が住みやすい環境づくりを進め、特に子どもや高齢者などが安心して暮らせるまちづくりを目指します。
- 2 森林や河川、田園に囲まれた美しい風景や里山などの自然環境を守る活動を行います。
- 3 史跡や温泉など地域資源の有効活用と、歴史・文化・伝統を守り後世に伝える活動を行います。
- 4 地域住民相互の交流を図り、地域の活力を高める活動を行います。
- 5 農業、商工業その他地域振興に関する支援を行います。

川西地域のまちづくりの基本的方向性を踏まえて、取り組みの方向性を以下のとおりとします。

＜取り組みの方向性＞

取り組み項目	内容（方向性）
健康・福祉	・ 交通弱者対策、買い物弱者対策、高齢者対策に関する調査研究
	・ 住み慣れた地域で安心して生活できる福祉サービスの調査研究
	・ 健康寿命の延伸をめざす活動の支援
防犯、防災	・ 防災意識を高める活動の実施
	・ 防犯見守り活動等地域の安心を高める活動の支援
	・ 防災、防犯、景観上支障のある空家への目配りや活用の支援
環境保全	・ 地域の景観を守る活動の調査・研究、活動団体への支援
子ども・教育・生涯学習	・ 安心して子育てができる環境の整備への支援
	・ 子どもの健全育成に関する活動への支援
	・ 住民の生涯学習活動への支援
歴史・文化	・ 地域の伝統文化の保存と継承活動への支援
	・ 地域の歴史・文化を伝える活動への支援
農業、商工業の振興	・ 遊休農地に関する調査研究
	・ 農業等後継者問題や鳥獣被害問題の調査研究
	・ 地域の商店を守る活動（地域で買い物ができる環境）の研究
	・ 自然豊かな環境を生かした農山村交流事業に関する支援
	・ 都会等からの移住者の受け入れに関する調査研究
	・ 地域資源の有効活用に関する調査研究
	・ 特産品の開発に関する調査研究
情報発信	・ まちづくり委員会の組織や活動に関する情報の発信

川西まちづくり委員会規約 施行規程

(目的)

第1条 本規程は、川西まちづくり委員会の代議員推薦・選定及び運営並びに事務処理の基準を定め、適正な運営と事務処理の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(会長推薦代議員)

第2条 会長は、「別表（第9条関係）第22号」に規定する、地域から推薦され会長が認めた団体又は個人として、川西地区自治会連合会正副会長、会計、監事を、また上田左岸地域協議会川西地区部会長を、第9条第1項に定める代議員とすることができる。

(役員)

第3条 役員のうち、会計及び監事は川西地区自治会連合会の会計及び監事が就任する。

(代議員の任期)

第4条 削除

(委員手当)

第5条 代議員の委員手当については、別記のとおりとする。なお、事情により委員を継続できなくなった場合で、9月末以前に当該の状態となった場合は半年分、10月以降になった場合は1年分を支給する。

(文書の保存)

第6条 川西まちづくり委員会に関する会議関係書類は、会議記録とともに10年間の保存とする。

(事業収入)

第7条 部会活動の中で事業収入があった場合、モデル事業として行っている間は、川西まちづくり委員会の収入とし、その収入分が支出されなかった場合は、繰越金として翌年に計上する。

(事務局員の賃金)

第8条 川西まちづくり委員会の事務局員の賃金は月払いとし、1時間当たりの単価は市に準ずる。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別記（第5条）

会長38,000円、副会長25,000円、会計10,000円、監事10,000円、
部会長20,000円、副部会長10,000円、委員8,000円

なお、この金額は令和3年度までとし、令和4年度以降は、次のとおりとする。

会長45,000円、副会長30,000円、会計12,000円、監事12,000円、
部会長20,000円、副部会長12,000円、委員10,000円

川西まちづくり委員会 役員選考委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川西まちづくり委員会規約第17条の規定に基づき、役員（会長、副会長、会計、監事）の選考に関して、必要な事項を定める。

(委員の構成)

第2条 委員の構成は、運営委員会が兼ねるものとする。

2 委員長及び副委員長は、正副会長が兼ねる。

3 委員長は、選考委員会を統括し、代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委員会の発足から、総会において報告するまでとする。

(委員会の発足)

第4条 委員会は、川西まちづくり委員会委員の任期最終年度の10月に発足するものとする。

(会議)

第5条 選考委員会は、委員長が招集し、これを主催する。

2 委員長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を選考委員会に出席させることができる。

(選考結果の報告)

第6条 委員長は、役員候補を選考した時は、候補者本人の了承を得たうえで、運営委員会及び総会において選考結果を報告するものとする。

附 則

この規程は、令和元年5月15日から施行する。